

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、初診日を昭和〇年〇月〇日とする傷病コード25の傷病(糖尿病)の障害により、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする障害等級3級の障害厚生年金を受給している者であるが、今般、初診日を平成〇年〇月〇日と主張する糖尿病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(糖尿病)について、障害認定日である昭和〇年〇月〇日現在の障害の状態の診断書が提出されないため、認定することができません。」という理由により本件裁定請求を却下する処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

### 第3 問題点

- 1 障害認定日を受給権発生日とする障害厚生年金は、障害認定日における障害の状態が、厚年法施行令別表第1に定める

程度(障害等級3級)以上に該当しなければ支給されないことになっている。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることになっている。

- 2 本件資料によれば、本件の場合、厚生労働大臣は、請求人の当該傷病による障害を理由とする平成〇年〇月〇日付の裁定請求に対し、請求人の当該傷病にかかる初診日(以下「本件初診日」という。)を、昭和〇年〇月〇日と認定し、障害認定日を昭和〇年〇月〇日とした上で、傷病コード25(糖尿病)、受給権発生日を平成〇年〇月〇日として、同年〇月〇日付で障害等級3級の障害厚生年金を裁定しており、請求人はこれを受給している。今般、請求人は、初診日は当該傷病が悪化した平成〇年〇月〇日である旨主張し、障害認定日を現症日とする診断書は提出できないものの、過去26年間の健診結果を提出しており、これらの検診記録から推認して、障害認定日からの障害給付の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、①本件初診日をいつと認められるかであり、②①の認定にかかる初診日を前提とした場合の障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)を提出されている資料によって判断できるかどうかであり、それが肯定的に認められる場合には、本件障害の状態が、厚年令別表第1に定める障害等級3級の程度以上に該当しないと認められるかどうかということになる。

### 第4 当審査会の判断

- 1 本件初診日について判断する。  
初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料(以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜、「初診日認定適格資料」という。)でなければ

ばならないと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会においても、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、これに依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているところ、その「第1 一般的事項」によると、「初診日とは、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいう。」とされており、具体的には、初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）が、同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が、健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、健康診断日が、障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が、それぞれ障害の原因となった初診日となると解するのが相当である。

そうして、本件において提出されているすべての資料の中から、作成者及びその記載内容から判断し、本件初診日にかかわる初診日認定適格資料と認められるものを全て挙げてみると、① aセンター作成の昭和〇年〇月〇日、同年〇月〇日、昭和〇年〇月〇日、昭和〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日を受診日とする請求人に係る健康診断結果通知書、② b健康管理センター（以下「健康管理センター」という。）作成の平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日を受診日とする請求人に係る健康診断結果通知書及び健康管理センター作成の請求人に

係る平成〇年度健康管理受診票、③ 請求人に係る平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの健康診断個人票、④ c病院（以下「c病院」という。）健康管理センター作成の請求人に係る受診日を平成〇年〇月〇日とする短期人間ドック成績書、⑤ c病院・A医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書及び請求人に係る「入院時説明確認書」、⑥ d病院作成の平成〇年〇月〇日付請求人に係る「お薬のしおり」と題する書面、⑦ 請求人に係るe病院（以下「e病院」という。）作成の請求人に係る平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの検査報告書、⑧ e病院・B医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、⑨ f病院（以下「f病院」という。）・C医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書及びf病院作成の請求人に係る平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日の検査結果リスト、⑩ g病院・D医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書、⑪ h病院作成の請求人にかかる血糖、ヘモグロビンA1c、インスリンの投与方法などを記載した作成年月日の不明のメモがあり、これらにおいて他に存しないところ、これらの資料（以下、それぞれ「資料①」などと略称する。）をみると、次のとおりである。

資料①、資料②及び資料③によれば、請求人は、昭和〇年から毎年健康診断を欠かさず受けており、昭和〇年以降の血糖値の経過をみると、昭和〇年〇月〇日に食後9.9時間後の血糖（注：これは空腹時血糖に相当するもの）値（mg/dℓ）は150と高く、その後も、昭和〇年は134、昭和〇年は166で、尿糖2+（再検では、尿糖3+）、昭和〇年（平成〇年）は165、尿糖3+、平成〇年は214（再検では162）、尿糖は2+（再検では+）、平成〇年は184、尿糖2+（再検では尿糖3+）、平成〇年は〇月は231、〇月は263（再検では180）、尿糖+～2+、平成〇年は380、尿糖+～2

十、平成〇年は293、尿糖2+、平成〇年は312、尿糖3+、平成〇年は317、尿糖2+、平成〇年は353、尿糖2+であり、いずれも臨床的に糖尿病と診断し得る血糖値であったことが認められる。そうして、昭和〇年、昭和〇年時の総合判定は、「異常ありません」とされ、昭和〇年に尿糖が2+とされた時点から、毎年、代謝疾患（注：「糖尿病」が含まれる。）に対して、病院での再検査・精密検査を受診すること、経過観察の必要性、再検査の必要性、治療の必要性などが指示されている。さらに、平成〇年〇月〇日には、血糖（mg/dℓ）は317であり、平成〇年〇月〇日には、血糖353であり、糖尿病・耐糖能異常について「要治療」と指示されている。資料④、資料⑤によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に短期人間ドックを受診し、現病歴には「糖尿病で放置中」と記載されており、当時の空腹時血糖（mg/dℓ）は306、尿糖3+、HbA1c11.0と、いずれも高値であり、同月〇日より入院している。資料⑥によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日当時において、当該傷病の治療としてインスリン製剤としてペンフィル30R注を使用していたことが認められる。資料⑦は、平成〇年から平成〇年までの血糖値などの経過を示しているものであり、本資料によって本件初診日がいつと確認することはできない。資料⑧は、当時の診療録より記載したものとされた上で、傷病名に当該傷病が掲げられ、発病から初診までの経過は、「詳しくは分かりませんが、初診の8年前に会社の人間ドックで糖尿病を指摘されたそうです。H〇年からd病院に通院され、H〇年〇月〇日より当院へ紹介されました。」と記載されている。資料⑨は、障害の原因となった傷病名には当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日は、本人が平成〇年〇月〇日に申立てたとして、平成〇年〇月〇日、そのため初めて医師の診断を受けた日は、本人が平成〇年〇月〇日に申立てたとし

て、平成〇年〇月〇日とされているが、診断書作成医療機関における初診時は平成〇年〇月〇日とされている。資料⑩によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に両糖尿病性網膜症等により眼科を受診しているが、本資料によって本件初診日がいつと確認することはできない。資料⑪によっても、本件初診日がいつと確認することはできない。

以上によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に実施された健康診断の結果、高血糖であることが認められ、その後も、高血糖の状態は、毎年受けている健康診断によって指摘されており、特に、昭和〇年からは、高血糖に加えて、尿糖が陽性であることが判明しており、糖尿病に対する再検査・精密検査、治療の必要性が毎年、繰り返して指示されていたことが認められる。しかしながら、請求人は、その後も、医療機関を受診することなく過ごしていたが、平成〇年に人間ドックを受診したのを契機に医療機関を受診しており、インスリン注射による糖尿病治療を開始されている。そうすると、本件初診日は、健康診断で糖尿病と診断し得る血糖値の異常が初めて指摘された、昭和〇年〇月〇日と認めるのが相当である。

なお、請求人作成の平成〇年〇月〇日付病歴・就労状況等申立書によれば、平成〇年〇月〇日の人間ドック受診の結果、糖尿病はかなり高度であり、入院後の同月〇日からインスリン治療に変更になったことから、請求人は、それまでも糖尿病があったが、人間ドックを受診した平成〇年〇月〇日を初診日とすべき旨主張しているが、昭和〇年〇月〇日の健康診断結果通知書によれば、当時において常に高血糖の状態が持続していたのであり、その後も、人間ドックを受診した平成〇年まで、仮に自覚症状や日常生活上の支障が全くなく、通常の日常生活や勤務が可能な状態であったとしても、医学的観点から糖尿病の病態をみると、糖尿病は一度発症すると、運動療法、食

事療法、時には内服ないしはインスリン注射による薬物療法が必要な状態となり、それらの治療がなされずに長期間放置された場合は、自然経過として、軽快、寛解・完治することなく、病態は常に緩徐ながら非可逆的に増悪するものとされており、そのような臨床経過中に、人間ドックを受けて、糖尿病が進行しており、インスリンによる治療が必要な程度に増悪していた平成〇年当時をもって、本件初診日と認めることはできない。

なお、社会保険の運営上、医学的には傷病が完全に治癒せず継続していても、傷病の経過中に相当の期間において、治療を受ける必要がなくなり、かつ安定して就労等がなされているなど通常の社会生活が営まれ、また、社会復帰を果たしていること認められる期間が介在している場合は、いわゆる社会的治癒に相当する期間と認められ、傷病が再発した後に初めて医療機関を受診した日をもって、初診日とする取扱いがなされる場合がある。しかしながら、糖尿病については、既に記載しているように、現在の医療技術によってその病態が進行・増悪するのを完全に阻止することはできないものであり、まして、そのまま放置している場合には、確実に増悪する疾病等異性を有する疾病であり、さらに、糖尿病の病態に直接起因して、腎臓、心臓、中枢神経系など全身の全ての臓器の血管病変を生じ、その病態は、時間の経過と共に、最初は自覚的症状が潜伏したまま、緩徐ながら、しかも非可逆性に増悪するものである。特に、適切な食事療法、運動療法、インスリン注射を含めた薬物療法がなされない場合には、病態の増悪は加速するとされている。本件の場合、健康診断で、何度も高血糖が指摘されていたのであり、医療機関での受診が必要な状態にあったと判断できる。その後の経過も、健康診断を受ける度に、血糖は200～300mg/dℓを超える高血糖の状態が繰り返されていたのであるから、人間ドックを受診した平成〇年頃までの期間

について、医学的に治療を受ける必要がなくなった医学的治癒の期間とも、いわゆる社会的治癒に相当する期間とも認めることはできない。

2 そうして、本件初診日を昭和〇年〇月〇日とすると、障害認定日は、当該初診日から起算して1年6か月が経過した昭和〇年〇月〇日となること、本件においては、昭和〇年〇月〇日当時を現症日として記載した診断書等は提出されていない。そこで、本件で提出されている全ての資料の中から、昭和〇年〇月〇日当時の請求人の状態について記載されている資料に基づき、本件障害の状態がどのようなものであり、それが厚年令別表第1に定める3級の程度に該当するかどうかについて検討する。

請求人の当該傷病による障害で、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1の12号に、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加える事を必要とする程度の障害を残すもの」が掲げられており、認定基準第3第1章の「第15節／代謝疾患による障害」によれば、糖尿病については、インスリンを使用してもなお血糖のコントロールの不良なものは3級と認定するとされており、血糖のコントロールの良否については、インスリン治療時におけるHbA1c及び空腹時血糖値を参考とすることとした上で、HbA1cが8.0%以上及び空腹時血糖値が140mg/dℓ以上の場合に、これをコントロール不良とするとされている。

そうして、本件資料によれば、請求人の昭和〇年〇月〇日の血糖値(mg/dℓ)は134、昭和〇年〇月〇日は166であり、当時において、請求人が糖尿病であったことは認められるものの、請求人がインスリンによって治療が開始されたのは、平成〇年〇月〇日と認められることから、障害認定日である昭和〇年〇月〇日当時の状態は、前記認定基準に掲げ

られているインスリンを使用してもなお、HbA1cが8.0%以上及び空腹時血糖値が140mg/dℓ以上で、血糖のコントロールが不良なものとされる3級の例示には該当しないし、厚年令別表第1に定める障害等級3級の程度に該当しない。もとよりそれより重い1級又は2級にも該当しないことは明らかである。

- 4 よって、原処分は結論において相当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。